

いじめ防止等の対策に関する基本方針

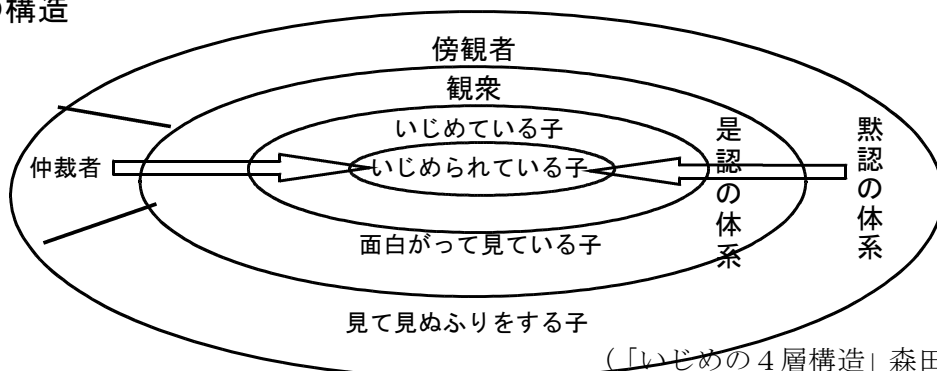
福島市立中野小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

平成25年度より 文部科学省

2 いじめの構造



3 いじめに対する基本的な考え方や姿勢

- (1) いじめは人間として決して許されないことであること。
- (2) いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうることであること。
- (3) いじめ防止に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していくこと。

4 いじめ防止に対する基本方針

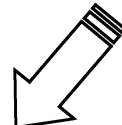
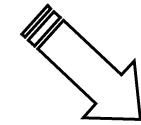
- (1) 未然防止について
 - 心の居場所としての学級経営の充実を図る。
 - 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
 - 個に応じたきめ細かな指導を充実し、「わかる」「できる」という授業を実施する。
 - 年に2回、QUテストを実施することにより、児童一人ひとりの実態や児童相互の関係を把握する。
 - いじめに関する校内研修を深める。
 - PTA総会等において、保護者の理解を深められるような場を設け、連携しながら子どもの変化を見逃さないような体制づくりを行う。
- (2) 早期対応について
 - いじめに対し、迅速かつ毅然とした対応をする。
 - いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であることを十分認識し、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備する。
 - 児童に対する定期的な調査・情報収集を行うとともに、家庭や地域住民との連携を図り、いじめの実態把握に努める。
- (3) 早期解決に向けて
 - 安全・安心を支える相談体制の充実を図る。
 - 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制をつくる。
 - 必要に応じて、福島市教育委員会「いじめ対策サポートチーム」や福島市教育実践センターなどの関係機関との連携を図る。

5 いじめ防止に向けた具体的な取り組み

<未然防止策> 心の居場所としての学級経営の充実

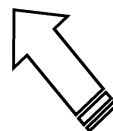
- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地の涵養
 - ・ 豊かな自然環境や地域の歴史に学ぶ体験活動の充実（万世大路・果樹栽培・西根堰など）
 - ・ 校内の異年齢集団，他校・園との交流学习，地域の方々，福祉施設の方々との交流体験
 - ・ 「思いやりの心」「生命尊重」を重点とした道徳教育の充実

- 個に応じたきめ細かな指導を充実
 - ・ 少人数のよさを生かした「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
 - ・ 授業のルール，コミュニケーションのとり方の指導
 - ・ 補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の充実



心の居場所としての学級経営の充実

- 教師と子ども，子どもと子どもの信頼関係の充実（互いに認め，励ます温かな学級経営）
- 自己有用感の育成（授業や学校行事等においてすべての子どもが活躍できる場の設定）

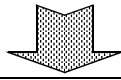


- いじめに関する校内研修の実施
 - ・ いじめ問題に対する共通理解
 - ・ 事例研究，組織的な対応などの研修（外部講師の招聘）

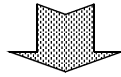
- 家庭・地域との連携
 - ・ いじめへの本校の対処方針，指導計画の公表
 - ・ 地域・家庭との情報交換（学級懇談・青少年健全育成推進会・学校評議員・連絡帳・電話・家庭訪問など）
 - ・ いじめ問題についての啓発

<対応策> いじめに対する迅速・毅然とした対応

1 **いじめの情報のキャッチ**
 ○ 児童，教職員，保護者，地域住民より



2 **報 告**
 ○ 事実のみを報告（憶測を入れない。）
 ○ 些細なことでも報告（個人の判断で決めつけない。）



3

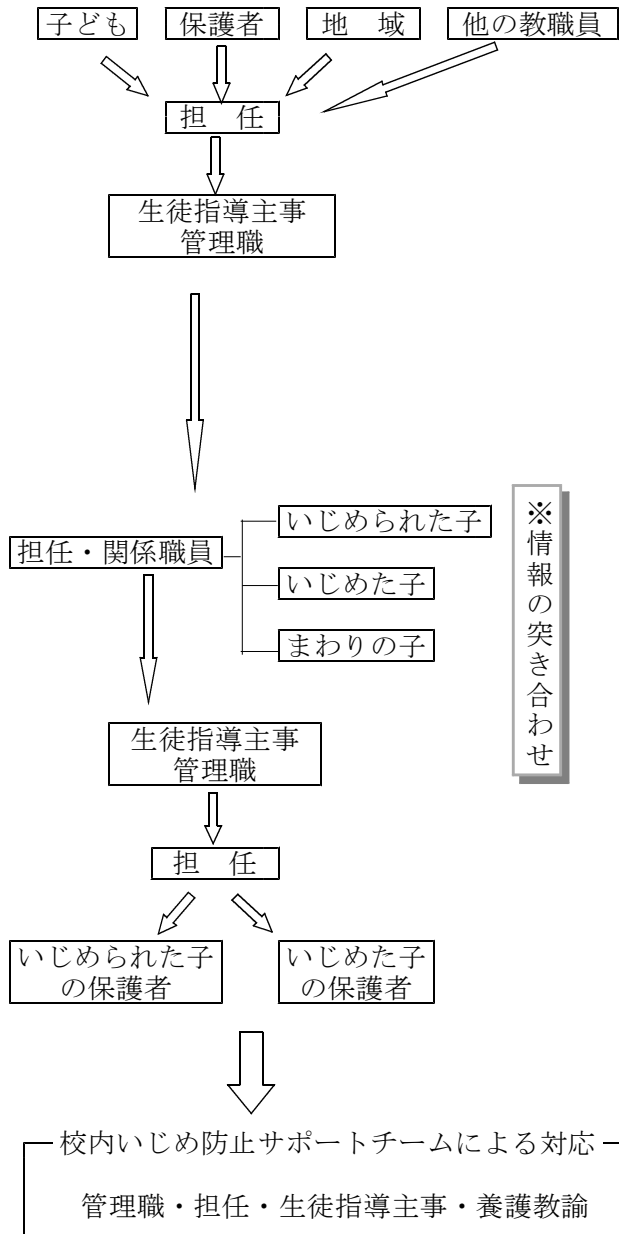
◎ **事実関係の把握・情報収集**

- いじめられた子・いじめた子・まわりの子・教職員・保護者・地域の人からの聞き取り調査
 - ・ 誰が
 - ・ いつ
 - ・ どんないじめか
 - ・ 被害はないか
 - ・ いじめのきっかけは
 - ・ いつ頃から
- 誰を
- ・ どこで
- ・ など

○ 個々に収集した情報の突き合わせ
 ○ 全職員での情報の共有

◎ **校内いじめ防止サポートチームの常設**

- 指導・援助方針の立ち上げと教職員の共通理解（年度当初）
- 指導援助に関わる教職員の役割分担と内容の明確化
 - ・ 誰が，誰に，いつまで何をするか
 - ・ すぐに行う対応
 - ・ 中・長期的な対応
 - ・ 保護者への対応



安全・安心を支える相談体制

- ・ 子どもの微妙な変化に気づくための子どもと向き合う時間の確保（校務運営の効率化・教育課程の見直し）
- ・ 小規模校のよさを生かした全教職員で全児童を見守る体制
- ・ 「こまりごと調査」の実施（毎月） ・ Q-Uテストの実施（5・11月）
- ・ 教育相談（5・11月） ・ 家庭訪問（5月） ・ 個別懇談（12月）
- ・ ハートサポート相談員・教育実践センターの活用
- ・ 学校内，家庭や地域社会において，いじめに気づいたときの速やかな相談・通報の奨励